

道内自治体における生活困窮者自立支援制度 施行初年度(二〇一五年度)の実施状況について

正 木 浩 司

はじめに

二〇一三年二月制定の「生活困窮者自立支援法」(平成二十五年二月一三日法律第一〇五号)を根拠法とする生活困窮者自立支援制度が、モデル事業の実施期間(二〇一三年二月～二〇一五年三月)を経て、二〇一五年四月から施行され、二〇一六年三月末をもって初年度を終えた。

同制度初年度の実施状況については、すでに厚生労働省が全国調査を実施し、その結果も二〇一五年六月から同省ウェブサイトに掲載されている。しかし、この調査の結果は、少なくとも掲載されている内容をみる限り、全体の実施状況を一括して分析したものであり、自治体の類型や道府県の別にそれぞれの特徴を示したものではなかった。

これを踏まえ、道内で制度実施対象となつてい
る三六の自治体(道庁十三五市)の運営方法、委託の場合の委託先、任意事業の二〇一五年度お

び二〇一六年度の実施状況などについて、各自治体のウェブサイトの掲載情報の閲覧と制度所管課に対する電話での聞き取り調査(二〇一六年四月一日～五日)を行なった。

本稿は、同制度の施行初年度(二〇一五年度)における関係事業の実施状況について、道内自治体を中心に、その概要および特徴、今後の課題などを整理することを主な目的としている。なお、北海道以外の都府県および市区町村での実施状況に関する同様の調査については未実施であり、本稿の対象外であることを予めお断りしておく。

1. 制度の概要と制定の意義

(1) 制度の概要

生活困窮者自立支援制度は、生活保護の受給には至っていないものの、現に経済的に生活が困窮している人々、すなわち、「経済的困窮者」を対

象に、自立に向けた総合的な相談支援および就労支援、住宅確保のほか、当事者の置かれた状況に合わせた様々な個別具体の支援を行う制度として設計されている。制度の実施機関となるのは「福祉事務所設置自治体」である(法第三条)。

制度に基づく事業には、「必須事業」と「任意事業」の区分がある(法第四条～第六条)。

必須事業としては、「自立相談支援事業」および「住宅確保給付金の給付事業」の二事業がある。

○ 自立相談支援事業

就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施する。

○ 住宅確保給付金の支給事業

離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住宅確保給付金」(有期)を支給する。

また、これらに加えて、各自治体の判断によ

り、多様な任意事業を実施することが想定されている。任意事業としては、以下の事業が例示されている（法第六条第一項）。

○ 就労準備支援事業

就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する。

○ 一時生活支援事業

住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う。

○ 家計相談支援事業

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う。

○ 子どもの学習支援事業

生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施する。

○ その他、生活困窮者の自立の促進に必要な事業

自立相談支援事業および各種の任意事業は、各自治体の判断により、自治体の「直営」か、民間事業者への「委託」をするか、運営方法の選択が可能とされている（法第四条第二項）。

委託先となる民間事業者については、「生活困窮者自立支援法施行規則」（平成二十七年二月四日厚生労働省令第一六号）第九条に、「生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者」として、社会福祉法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人（以

下、NPO法人）、その他都道府県が適当と認められるもの、が例示されている。

本制度ではこのほか、都道府県知事、指定都市および中核市の市長の権限により、いわゆる「中間的就労」の場として、「就労訓練事業所」を認定することができる（法第一〇条）。

「就労訓練事業所」とは、生活困窮者に対する就労の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施するために、民間事業者が設置する事業所である。認定の審査は、事業者の申請を受け、施行規則第二条に規定する基準に従って行われる。

以上から本制度の特徴として指摘できるのは、必須事業を限定しつつ、それぞれの地域事情に応じた多様な任意事業を各自治体の判断で構想・実施すること、事業の実施にあたっては民間事業者との連携が想定されていること、などである。

(2) 制定の意義

本制度の制定の意義として、以下の三点を挙げたい。

第一に、「経済的困窮者」という法律上の対象者の定義はともかく、生活困窮者を対象とする総合的な自立相談支援を行う制度ができたことにより、これまで必ずしも支援の手が十分に届いていなかった層をより広くカバーできるようになったことが挙げられる。ここでいう生活困窮者層としては、生活保護の申請を望んで福祉事務所の窓口

を訪れながら、事前相談を経て最終的に申請に至らなかった者、あるいは、保護の申請はしたものの、結果的に要否判定で要保護とならなかった者などのほか、生活保護の受給に関する相談や申請とは縁の無かった低所得者層なども想定されうる。

第二に、生活保護制度の運用などにおいては「経済的自立」に限定されてきた従来型の自立観を脱却し、より拡大された自立観に基づく制度運用が期待されることである。本制度は二〇〇五年度から全国の自治体で本格実施されている「生活保護自立支援プログラム」の取り組みが一つのモデルになっている¹⁾。そうであれば、本制度の運用においては、生活保護自立支援プログラムで採用された自立観、すなわち、自立は経済的自立のみならず、日常生活上および社会生活上の自立も合わせ、総合的に実現されるべきとする考え方を継承することが企図されていると解され、生活困窮者自立支援事業における相談の受け方や個別の支援の組み立て方などに、新しい自立観が反映されることが期待できるといふことである。あわせて、こうした新しい自立観に立った支援の対象が、生活保護受給者以外にも拡大されたことも、生活困窮者自立支援制度の制定意義の一つとして指摘できる。

第三に、自治体と民間事業者の連携による困窮者支援事業の構想・実施が織り込まれているという点である。これにより、生活困窮者自立支援事業が地域ぐるみの取り組みへと展開し、この制度を軸として生活困窮者に対する自立支援がまち

づくりの一つの指針となる可能性もある。

2. 全国の初年度の実施状況

(1) 福祉事務所設置自治体の数

本稿第一節で述べたとおり、生活困窮者自立支援制度の実施対象は「福祉事務所設置自治体」である。したがって、「社会福祉法」（昭和二十六年三月二十九日法律第四五号）第一条第一項により福祉事務所の設置を義務づけられている都道府県、市、特別区のほか、同条第三項に基づき条例によって任意設置している町村（以下、任意設置町村）がこれに該当する。

制度施行日（二〇一五年四月一日）時点の福祉事務所設置自治体の内訳は以下のとおりである。市区町村では、市七九〇団体、特別区二三団体、任意設置町村四三団体（三八町五村）²⁾である。また、任意設置町村以外の町村部を所管する都道府県のうち、実施対象は四五団体である。これは県内町村が全て任意設置町村となっている二県、すなわち、島根県と広島県が対象外となっているためである。以上から、生活困窮者自立支援制度の施行日時点における福祉事務所設置自治体の総計は九〇一団体になる。

(2) 厚生労働省の調査結果にみる実施状況

生活困窮者自立支援制度の施行初年度（二〇一

五年度）における関係事業の実施状況について知る資料としては、厚生労働省のウェブサイト以下に二つが掲載されている。

一つは「自立相談支援機関相談窓口一覧（二〇一六年二月二四日現在）」である。全国九〇一福祉事務所設置自治体における自立相談支援事業の実施主体名、窓口名とその連絡先（住所、電話番号、FAX番号）が一覧化されている。

もう一つは、同省による調査の結果をまとめた「生活困窮者自立支援制度の事業実施状況について」（以下、厚労省調査）で、二〇一五年六月八日から掲載されている。この調査は、①任意事業の実施状況、②各事業の実施状況（運営方法、委託先等）、③支援員の状況（人数、保有資格等）、の三項目について、全国の福祉事務所設置自治体九〇一団体を対象に実施されたものである（調査期間二〇一五年四月一七日～三〇日、回収率一〇〇％）。

厚労省調査の結果から生活困窮者自立支援事業の実施状況をみると、九〇一福祉事務所設置自治体における必須事業の自立相談支援事業の運営方法は、「直営」四〇％、「委託」四九％、「直営＋委託」が一％である。「直営＋委託」も含め、「委託」を選択している自治体は全体の六割に上る。

また、委託先では、社会福祉協議会が八割弱（七六・〇％）と大多数を占め、この他としては、NPO法人が二・六％、社協以外の社会福祉法人が八・〇％、社団・財団法人（公益社団・財団法人および一般社団・財団法人）が六・七％、株式

会社等が六・三％、などとなっている。

一方、任意事業の実施状況では、就労準備支援事業が二五三団体（二八％）、一時生活支援事業が一七二団体（一九％）、家計相談支援事業が二〇五団体（二三％）、子どもの学習支援事業が三〇〇団体（三三％）という実施率になっている。いずれも二・三割という実施率であり、高い水準とはいえない。任意事業の運営方法は、必須事業の自立相談支援事業に比べて「委託」を選択する自治体が多く、一時生活支援事業と子どもの学習支援事業ではNPO法人への委託が、家計相談支援事業では社協への委託が多数を占めていると分析されている。

3. 都道府県別の自立相談支援事業の実施状況

都道府県別に自立相談支援事業の二〇一五年度の実施状況をまとめたのが図表1である。図表1の作成にあたっては、まず各都道府県のウェブサイトに掲載されている生活困窮者自立支援制度のページを閲覧し、ページが無い場合には各県の所管課に電話で聞き取りを行なった。

運営方法は、「委託」が三〇団体と最も多く、以下、「直営」が一〇都府県（秋田、茨城、栃木、東京、石川、福井、京都、和歌山、岡山、宮崎）、「直営＋委託」が五県（岩手、愛知、山口、長崎、鹿児島）、実施なし二県（島根、広島）の内訳である。実施対象四五団体でみると、「委託」が三分の二

<図表1> 都道府県別の自立相談支援事業の実施状況（2015年度）

2016年4月15日現在

	本庁所管課	実施方式	都道府県事業実施対象町村数			事業実施の 区域 区分	委託先 事業者 の数	委託先事業者の種類	窓口数	
			全町村数	福祉事務 所設置町 村数						
北海道	保健福祉部 福祉推進グループ	福祉推進課 地域福祉	委託	144	144	0	14	11	道社協、市町村社協、社福、一社、一財、NPO(4)、有限会社、JV	18
青森県	健康福祉部 ケア推進グループ	健康福祉政策課 包括ケア推進グループ	委託	30	30	0	6	2	県社協、NPO	6
岩手県	保健福祉部 担当	地域福祉課 指導生保	直営+委託	19	19	0	9	6	県社協、市町村社協(5)	9
宮城県	保健福祉部	社会福祉課	委託	22	22	0	3	2	一社、NPO	3
秋田県	健康福祉部	福祉政策課	直営	12	12	0	4	0	—	4
山形県	健康福祉部 指導担当	地域福祉推進課 保護	委託	22	22	0	8	8	一社、社福(2)、市町村社協(3)、JV(2)	11
福島県	保健福祉部 担当	社会福祉課 生活保護	委託	46	46	0	3	1	県社協	3
茨城県	保健福祉部	福祉指導課 保護担当	直営	12	12	0	4	0	—	4
栃木県	保健福祉部 担当	保健福祉課 生活保護	直営	11	11	0	3	0	—	3
群馬県	健康福祉部	健康福祉課	委託	23	23	0	5	1	県社協	5
埼玉県	福祉部 担当	社会福祉課 生活困窮者支援	委託	23	23	0	6	1	JV	7
千葉県	健康福祉部 担当	健康福祉指導課 自立支援班	委託	17	17	0	6	5	JV、NPO(2)、社福(2)	6
東京都	生活福祉部 担当	生活支援課 生活援助	直営	13	13	0	5	0	—	5
神奈川県	保健福祉局	福祉部 生活支援課	委託	14	14	0	1	1	県社協	1
山梨県	福祉保健部	福祉保健総務課	委託	14	14	0	1	1	県社協	1
新潟県	福祉保健部	福祉保健課 保護係	委託	10	10	0	2	1	社福	2
富山県	厚生部 担当	厚生企画課 恩給保護・保護係	委託	5	5	0	1	1	県社協	1
石川県	健康福祉部	厚生政策課	直営	8	8	0	3	0	—	3
福井県	健康福祉部	地域福祉課	直営	8	8	0	5	0	—	5
長野県	健康福祉部 担当	地域福祉課 自立支援・保護係	委託	58	58	0	8	1	県社協	9
岐阜県	健康福祉部	地域福祉国保課	委託	21	21	0	4	1	県社協	25
静岡県	健康福祉部 担当	福祉長寿局 地域福祉課 生活保護班	委託	12	12	0	12	12	市町村社協(12)	12
愛知県	健康福祉部 担当	地域福祉課 生活保護グループ	直営+委託	16	16	0	5	1	社福	5
三重県	健康福祉部	地域福祉課 生活保護班	委託	14	15	1	1	1	県社協	1
滋賀県	健康医療福祉部	健康福祉政策課	委託	6	6	0	6	6	市町村社協(6)	6
京都府	健康福祉部	福祉・保護課	直営	11	11	0	5	0	—	5
大阪府	福祉部 担当	地域福祉推進室 社会支援課 生活支援グループ	委託	9	10	1	3	1	府社協	4
兵庫県	健康福祉部 担当	社会福祉局生活支援課 生活保護・自立支援班	委託	12	12	0	1	1	人格なき社団	2
奈良県	健康福祉部	地域福祉課 保護係	委託	26	27	1	1	1	JV	1
和歌山県	福祉保健部 担当	福祉保健政策局 福祉保健総務課	直営	21	21	0	7	0	—	7
鳥取県	福祉保健部	福祉保健課	委託	2	15	13	2	2	市町村社協(2)	2
島根県	健康福祉部	地域福祉課	実施なし	0	11	11	0	0	—	0
岡山県	保健福祉部	障害福祉課 保護班	直営	9	12	3	3	0	—	3
広島県	健康福祉局 担当	社会支援課 生活保護グループ	実施なし	0	9	9	0	0	—	0
山口県	健康福祉部 担当	厚生課 地域保健福祉班	直営+委託	5	6	1	2	1	市町村社協	2
徳島県	保健福祉部 担当	地域福祉課 地域福祉・保護担当	委託	16	16	0	16	1	県社協	17
香川県	健康福祉部	健康福祉総務課	委託	9	9	0	9	1	JV	9
愛媛県	保健福祉部	保健福祉課 生活保護係	委託	9	9	0	10	9	市町村社協(9)	10
高知県	地域福祉部	福祉指導課	委託	23	23	0	23	17	市町村社協(17)	23
福岡県	福祉労働部 担当	保護・保護課 企画調整係	委託	32	32	0	4	1	生協	4
佐賀県	健康福祉本部 担当	地域福祉課 生活保護・保護恩給担当	委託	10	10	0	1	1	公社	2
長崎県	福祉保健部	福祉保健課 保護班	直営+委託	7	8	1	6	3	生協、市町村社協(2)	6
熊本県	健康福祉部	社会福祉課	委託	31	31	0	31	1	県社協	31
大分県	福祉保健部 担当	地域福祉推進室 地域福祉班	委託	4	4	0	4	4	市町村社協(4)	4
宮崎県	福祉保健部 担当	国保支援課 (2016年度からは福祉保健課)	直営	17	17	0	5	0	—	5
鹿児島県	保健福祉部	社会福祉課	直営+委託	22	24	2	21	20	市町村社協(20)	21
沖縄県	子ども生活福祉部 担当	福祉政策課 福祉支援班	委託	30	30	0	4	1	公財	4
計				885	928	43	283	128	—	317

※ 各都道府県のウェブサイト掲載情報、各県所管課への電話調査（2016年4月11日～15日実施）で得た提供情報に基づき作成。

※ 委託先事業者数では、共同事業者（JV）は1団体としてカウントしている。

(六六・七%)を占める。

「委託」もしくは「直営+委託」を採用している計三五府県の委託先事業者数は、合計で一二八団体である。このうち、「二団体への委託」が二一府県と最も多く、その他は事業実施区域がいくつに区分されているか、などによってまちまちである。

委託先事業者の種類別に見ると、最多は市町村社協の八二で、全体の約三分の二(六四・一%)を占める。委託先事業者の数の多さでは、静岡県、滋賀県、高知県、愛媛県、熊本県、鹿児島県などが際立つが、これらの県に共通しているのは、所管町村ごとにそれぞれの町村の社会福祉協議会(以下、町村社協)に委託しているからである。

なお、香川県および熊本県の場合、委託先は一団体となっており、前者は共同事業体への委託、後者は県社協への委託だが、実質的には各町村社協が事業を担っている。

このほか、委託先の団体の種類としては、都道府県社協が一四、NPO法人が八、社協以外の社会福祉法人と共同事業体がそれぞれ七、一般社団・財団法人四、公益社団・財団法人および生活協同組合がそれぞれ二、有限会社および人格なき社団がそれぞれ一、という内訳である。³⁾ 前出の資料「自立相談支援機関相談窓口一覽(二〇一六年二月二四日現在)」によると、共同事業体には町村社協が加わっているケースがほとんどで、市町村社協への委託の割合は実態としてはさらに高いことがうかがえる。

なお、各都道府県における任意事業の実施状況(実施している任意事業の種類、直営か委託か、委託の場合の委託先事業者など)については、調査未実施のため、機会を改めたい。

4. 道内の実施状況

道内の福祉事務所設置自治体三六団体(道庁と三五市)における生活困窮者自立支援事業の実施状況についてまとめたのが図表2〜4である。これらの図表の作成にあたっては、まず道庁および三五市の生活困窮者自立支援制度のページを閲覧し、その上で各所管課に電話で聞き取りを行なった。

あわせて、筆者は、二〇一五年七月から二〇一六年三月まで、「一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク」の実施する「自治体における生活困窮者自立支援の施策・事業化モデル調査事業」(平成二七年度厚生労働省社会福祉推進事業)に参加し、その活動の一環で、道庁の自立相談支援事業の委託先の一つである社会福祉法人北海道社会福祉協議会(以下、道社協)と小樽市を対象に、生活困窮者自立支援制度の二〇一五年度上半期の実施状況などについてヒアリング調査を行う機会を得られた。

以下では、右記ヒアリング調査で得られた知見も踏まえながら、図表2〜4から読み取れる道内の実施状況の特徴などについて分析したい。

(1) 道庁の実施状況の特徴

ア 自立相談支援事業の運営方法

道内一四四町村に福祉事務所を任意設置している町村は一つもない。そのため、道内町村部の生活困窮者自立支援事業は全域で道庁が実施機関となる。

道庁は一四総合振興局・振興局を福祉事務所として位置づけており、生活困窮者自立支援制度の事業実施区域も一四総合振興局・振興局の区域に従って設定されている。運営方法は自立相談支援事業も後述する任意事業も含めて全て「委託」である。委託契約は、道庁本庁ではなく、各総合振興局・振興局が契約主体となつて結ばれており、それぞれに選定した民間事業者と委託契約を結んでいる。⁴⁾

図表2は、道庁総合振興局・振興局区域別に生活困窮者自立支援事業の実施状況をまとめたものである。

一四区域別の自立相談支援事業の委託先を見ると、NPO法人が六区域(石狩、空知、後志、胆振、留萌、オホーツク)と最も多く、道社協が二区域(渡島、上川)を受託しているほかは、市町村社協(宗谷、社協以外の社会福祉法人(根室)、共同事業体(日高)、一般社団法人(釧路)、一般財団法人(檜山)、有限会社(十勝))がそれぞれ一区域ずつとなっている。このうちNPO法人については、「NPO法人ワーカーズユープ」が三区域で受託している。以上から、道庁の生活困窮者自立支援

事業の委託先事業者数は計一〇〇である。

道庁の生活困窮者自立支援事業の実施状況の特徴として、そもそも面積が广大で、道庁は事業実施区域を一四総合振興局・振興局別に分けているため、町村社協への個別委託はしていないにもかかわらず、委託先事業者数は他県に比べても比較的多くなっていることが指摘できる。また、他府県と比較した場合、道庁の自立生活支援事業における委託先事業者の特徴として、社協（都道府県社協、市町村社協）よりもNPO法人が多いことが指摘できる。

イ 相談窓口

相談窓口の数は一四区域の合計で一八カ所になる。一二区域で一カ所の設置だが、稚内市社協が受託する宗谷総合振興局管内で稚内市と枝幸町の二カ所が設置されるほか、四団体（三つの社会福祉法人と一つのNPO法人）の共同事業体が受託する日高振興局管内では、四つの構成団体が一つずつ相談窓口を運営しているため、四カ所が設置されている。

ウ 任意事業の実施状況と運営方法

任意事業の実施状況についてみると、道庁は二〇一五年度から一時生活支援事業および子どもの学習支援事業を実施している（図表2）。

これら任意事業も運営方法は「委託」であるが、委託先は、前者が全一四区域で自立生活支援事業と同じ団体であるのに対し、後者は八区域（渡島、

<図表2> 道庁の生活困窮者自立支援事業の実施状況（2015年度）

2016年4月15日現在

	町村数	対象町村の人口計	町村面積計 (km ²)	自立相談支援事業・一時生活支援事業 委託先	相談窓口名	学習支援事業 委託先
石 狩	2	20,622	500.90	NPO法人ワーカーズ コープ	生活就労サポートセンター いしかり	同左
渡 島	9	92,454	2,862.11	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	おしまHOTかないセンター	一般財団法人北海道国際交流センター
檜 山	7	37,863	2,630.29	一般財団法人北海道国際交流センター	生活就労サポートセンター ひやま	同左
後 志	19	93,626	4,062.04	NPO法人ワーカーズ コープ	生活就労サポートセンター しりべし	NPO法人訪問型フリースクール漂流教室
空 知	14	72,770	2,192.44	NPO法人コミュニティワーク研究実践センター	そらち生活サポートセンター	NPO法人ワーカーズ コープ
上 川	19	91,972	7,615.90	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	かみかわHOTかないセンター	生活協同組合北海道高齢協
留 萌	7	25,695	3,148.05	NPO法人ウエルアナザードesign	NPO法人ウエルアナザードesign	同左
宗 谷	9	31,121	3,864.60	社会福祉法人稚内市社会福祉協議会	自立生活支援センター 自立生活支援センター枝幸事務所	NPO法人ワーカーズ コープ
オホーツク	15	110,114	7,961.41	NPO法人ワークフェア	オホーツク相談センターふくろう	同左
胆 振	7	55,837	2,398.16	NPO法人ワーカーズ コープ	生活就労サポートセンター いぶり	同左
日 高	7	69,038	4,811.13	日高コンソーシアム	相談支援センターこみっと	NPO法人ワーカーズ コープ
					相談支援事業所ういず	
					相談室かける	
					相談室みんなのそら	
十 勝	18	174,132	10,208.70	有限会社ウィルワーク	とかち生活あんしんセンター	NPO法人ワーカーズ コープ
釧 路	7	61,792	4,634.58	一般社団法人釧路社会的企業創造協議会	北海道釧路総合振興局管内生活相談支援センター 暮らしごと	NPO法人地域生活支援ネットワークサロン
根 室	4	49,721	3,026.90	社会福祉法人北海道社会福祉事業団	なかしべつ生活サポートよりそい	同左
計	144	986,757	59,917.21	-	-	-

※ 厚生労働省ウェブサイト掲載「自立相談支援機関 相談窓口一覧（2016年2月24日現在）」、道庁福祉援護課への電話調査で得た提供情報を基に作成。対象町村の人口は、2015年国勢調査の速報値（2016年2月公表）に基づいている。

後志、空知、上川、日高、宗谷、十勝、釧路)で別の団体が受託し、NPO法人三団体が計六区域(後志、空知、日高、宗谷、十勝、釧路)で受託している。

なお、道庁の所管課(福祉援護課地域福祉推進グループ)によると、二〇一六年度からの任意事業の追加・廃止はない、とのことであった。

(2) 道内三五市の実施状況の特徴

福祉事務所の設置が義務づけられる市の数は、道内では二〇一五年四月一日現在、三五である。以下、道内三五市の生活困窮者自立支援事業の実施状況である。

ア 自立相談支援事業の運営方法

図表3は、道内三五市の制度所管課、自立相談支援事業の運営方法、相談窓口などについてまとめられたものである。

三五市における自立相談支援事業の運営方法は、「直営」が二市、「委託」が二市、「直営+一部委託」が一市という内訳である。

「委託」の二二市について、委託先事業者の種類をみると、市社協への委託が一〇市と最も多く、以下、NPO法人への委託が八市、社協以外の社会福祉法人への委託が二市、一般社団法人への委託と株式会社への委託がそれぞれ一市である。このうち、八市からの委託を受けているNPO法人とは実は「NPO法人コミュニティワーク研究実

践センター」という一団体であり、八市は全て空知地域の市(赤平市、芦別市、岩見沢市、歌志内市、滝川市、美瑛市、三笠市、夕張市)である。

また、右記の「直営+一部委託」という独自方式を採用している一市は小樽市である。小樽市では、自立相談支援事業を切り分けて、相談支援と就労支援をそれぞれ別の事業者へ委託しており、前者は市社協、後者はNPO法人が受託している。この方式は、相談窓口の位置付けと職員配置に反映されている。すなわち、相談窓口は市の機構上は課の位置付けとされるとともに、職員配置では、所長および主任相談支援員を市職員が務める一方、相談支援員は市社協が、就労支援員はNPO法人がそれぞれ雇用する体制になっている。⁶⁾

このほか、道庁と市から自立相談支援事業を受託している事業者が三つあることを指摘しておく。稚内市および宗谷総合振興局から受託している「社会福祉法人稚内市社会福祉協議会」、釧路市および釧路総合振興局から受託している「一般社団法人釧路社会的企業創造協議会」、前出の空知八市と空知総合振興局から受託している「NPO法人コミュニティワーク研究実践センター」の三団体である。

イ 相談窓口

相談窓口は、「直営」の市では通例、市役所庁舎内に窓口が設けられることになるが、それを生活困窮者自立支援制度に特化した窓口とするかどうか、どのような職員に相談の対応をさせるか(正職か嘱託か、生活保護のケースワーカーが相談員

を兼務するかどうか、など)は、市によって選択が分かれている。

また、「直営+一部委託」の小樽市の場合、先述のとおり相談センター自体が市の機構に組み込まれているが、センター自体は市役所内ではなく、市の保有施設の一つに事務所を構えている。⁷⁾

一方、「委託」の市では、市の設置する相談センターを受託事業者が運営するか、受託事業者が自ら開設しているセンターを窓口とするか、受託事業者が市社協の場合は市社協の事務所内・建物内に窓口を設置するか、いずれかに当てはまる。

相談窓口の数は、ほとんどの市が一カ所であるが、前出の空知地域八市のうちのいくつかの市では独自の対応がみられる。空知八市から事業を受託している「NPO法人コミュニティワーク研究実践センター」は、岩見沢市を除く七市について、自ら設置する「そらち生活サポートセンター」を自立相談支援事業の相談センターとして運営している。⁸⁾同センターは月形町内にあり、七市在住の困窮者にとつては、相談を望んでもセンターまで自力で行くことが困難な場合もある。そのような場合、センターの方から支援員が相談希望者の暮らす市に出張し、各市役所内の相談室等で相談に対応することである。あわせて、同NPO法人は、月一回程度のペースで各市での巡回相談会も実施している。⁹⁾

ウ 任意事業の実施状況

図表4は、道内三五市における任意事業の実施

<図表3> 道内35市の自立相談支援事業の実施状況（2015～16年度）

2016年4月15日現在

	所 管 課	運営方法	委託先事業者名	窓口名（担当課、施設名）
札幌市	保健福祉局 総務部 保護自立支援課	委託	キャリアバンク株式会社	札幌市生活就労支援センター・ステップ
函館市	保健福祉部 生活支援第一課 生活困窮者自立支援担当	直営	—	生活支援第一課
旭川市	福祉保険部 生活支援課 自立支援係	委託	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会	旭川市自立サポートセンター
小樽市	福祉部 生活サポートセンター	直営＋一部委託	社会福祉法人小樽市社会福祉協議会 NPO法人ワーカーズコープ	小樽市生活サポートセンターたるさぼ
室蘭市	保健福祉部 生活支援課 生活支援相談室	直営	—	生活支援相談室
釧路市	福祉部 生活福祉事務所 第7担当	委託	一般社団法人釧路社会的企業創造協議会	釧路市相談支援センターくらしごと
帯広市	保健福祉部 保護課	委託	社会福祉法人慧誠会	帯広市自立相談支援センターふらっと
北見市	保健福祉部 保護課	委託	社会福祉法人北見市社会福祉協議会	北見市自立支援センター
夕張市	保健福祉課 生活保護係	委託	NPO法人コミュニティワーク研究実践センター	そらち生活サポートセンター ※ 市役所（保健福祉課）でも窓口対応
岩見沢市	保健福祉部 保護課 管理グループ	委託	NPO法人コミュニティワーク研究実践センター	岩見沢市生活サポートセンターりんく
網走市	福祉部 社会福祉課 庶務係	委託	社会福祉法人網走市社会福祉協議会	網走市生活サポートセンターらいと
留萌市	市民健康部 社会福祉課	直営	—	社会福祉課社会福祉係
苫小牧市	福祉部 総合福祉課	直営	—	福祉相談担当
稚内市	生活福祉部 社会福祉課 保護グループ	委託	社会福祉法人稚内市社会福祉協議会	自立生活支援センター
美唄市	地域福祉課 生活福祉グループ（2016年度～ 地域福祉課）	委託	NPO法人コミュニティワーク研究実践センター	そらち生活サポートセンター ※ 市役所（地域福祉課）、ふるさとハローワークでも窓口対応
芦別市	福祉課 障がい福祉係	委託	NPO法人コミュニティワーク研究実践センター	そらち生活サポートセンター ※ 市役所（福祉課）でも窓口対応
江別市	健康福祉部 福祉課	委託	社会福祉法人江別市社会福祉協議会	くらしサポートセンターえべつ
赤平市	社会福祉課 地域福祉係&保護係	委託	NPO法人コミュニティワーク研究実践センター	そらち生活サポートセンター ※ 市役所（社会福祉課）でも窓口対応
紋別市	社会福祉課 庶務係	委託	社会福祉法人紋別市社会福祉協議会	紋別市生活自立支援サポートセンター
士別市	保健福祉部 福祉課	直営	—	福祉課/市役所内の窓口「生活困窮相談」
名寄市	健康福祉部 社会福祉課 福祉総務係	委託	社会福祉法人名寄市社会福祉協議会	名寄市生活相談支援センター
三笠市	総務福祉部 福祉事務所	委託	NPO法人コミュニティワーク研究実践センター	そらち生活サポートセンター
根室市	社会福祉課 社会援護担当	委託	社会福祉法人根室市社会福祉協議会	ねむろ日常生活サポートセンター
千歳市	保健福祉部 福祉課 生活支援係	直営	—	福祉課
滝川市	社会福祉課 庶務係	委託	NPO法人コミュニティワーク研究実践センター	そらち生活サポートセンター
砂川市	社会福祉課 保護係	直営	—	福祉課保護係
歌志内市	保健福祉課 生活保護グループ	委託	NPO法人コミュニティワーク研究実践センター	そらち生活サポートセンター ※ 市役所（保健福祉課）でも窓口対応
深川市	市民福祉部 社会福祉課 福祉庶務係	直営	—	社会福祉課福祉庶務係
富良野市	保健福祉部 福祉課 福祉係	委託	社会福祉法人富良野市社会福祉協議会	富良野市社会福祉協議会・自立相談支援センター
登別市	保健福祉部 社会福祉グループ	直営	—	市役所内に窓口「生活相談」
恵庭市	保健福祉部 福祉課	直営	—	福祉課
伊達市	健康福祉部 社会福祉課 福祉庶務係	直営	—	社会福祉課福祉庶務係/市役所内に窓口（他の相談と兼用）
北広島市	保健福祉部 福祉課	委託	社会福祉法人えぼっく	きたひろしま暮らしサポートセンターぼると
石狩市	保健福祉部 福祉総務課	直営	—	福祉総務課
北斗市	民生部 社会福祉課 社会福祉係	委託	社会福祉法人北斗市社会福祉協議会	北斗市生活相談支援センター

※ 厚生労働省ウェブサイト掲載「自立相談支援機関 相談窓口一覧(2016年2月24日現在)」、各市所管課への電話調査（2016年4月11日～15日実施）で得た提供情報を基に作成。

状況（二〇一五年度開始の事業、二〇一六年度開始の事業、運営方法、委託先事業者名）をまとめたものである。

道内の市では二〇一五年度、任意事業は計二六事業が実施された。事業の内訳は、子どもの学習支援事業が一〇市（一事業）と最多で、以下、就労準備支援事業が七市、家計相談支援事業が五市、一時生活支援事業が三市であった。一四市でいずれかの任意事業が実施される一方で、任意事業の実施実績のない市は二一に上った。一市あたりの任意事業の事業化数では旭川市と伊達市が三事業と際立っている。

二〇一六年度からは、就労準備支援事業が九市で、家計相談支援事業が五市（検討中の深川市含む）で、子どもの学習支援事業が三市（四事業）で、一時生活支援事業が一市で、それぞれ新たに事業化されている。二〇一六年度開始の任意事業としては就労準備支援事業の九件が際立つ一方、二〇一五年度からの開始が多かった子どもの学習支援事業の追加は三市にとどまった。また、一時生活支援事業および家計相談支援事業は両年度とも一五例と低調である。ともあれ、二〇一六年度では三市でいずれかの任意事業が実施されるようになり、事業数は計四五事業となり、苫小牧市が二万年度で計四事業、室蘭市が同じく計三事業を揃える一方で、依然として任意事業の実施実績のない市も一二ある。

工 任意事業の運営方法

二〇一六年度当初段階での任意事業の運営方法

をみると、計四五事業のうち、「直営」はわずか九事業で、三六事業が「委託」である。

委託事業者の数は延べ四〇団体であり、その種類は、NPO法人への委託が一六事業（二〇団体）と最も多い。子どもの学習支援事業におけるNPO法人への委託例の多さは全国の傾向と同様である。以下、市社協への委託が一一事業（八団体）、市社協以外の社会福祉法人への委託が三事業、一般社団法人への委託が三事業、公益社団法人、公益財団法人、生活協同組合、共同事業体への委託がそれぞれ一事業、二〇一六年度開始の事業における委託先事業者選定中（二〇一六年四月一日現在）が三事業であった。

子どもの学習支援事業については、実施方法に独自性がみられる市もある。同事業を二〇一五年度からスタートさせている帯広市では、事業の対象を小学生と中学生に分け、それぞれ別のNPO法人に委託している。また、二〇一六年度からスタートさせた石狩市では、訪問型と拠点型に分けており、前者は市直営、後者はNPO法人への委託と、運営方法も異なる形態にしている。このほか、生活保護受給世帯の子どもを対象とした既存の学習支援事業を生活困窮者世帯の子どもに対象を拡大して対応するケースもみられる。

(3) 就労訓練事業所の認定実績

就労訓練事業所の認定実績についても、厚生労働省ウェブサイトに関係資料が掲載されている。

二〇一六年五月現在で最新の「就労訓練事業所の認定状況（平成二七年度第1～3四半期）」（二〇一六年一月二九日掲載）によると、全国の認定件数は三〇二件である。事業者の種別では、社会福祉協議会が一七〇件と半数以上を占め、以下、NPO法人が四六件、株式会社等が三六件、生協等協同組合が一八件などとなっている。

道内に限ると、二〇一五年度の認定実績は、北海道二件、札幌市七件、旭川市一件、函館市一件、計一一件となっている。

5. 今回の調査から見た課題

今回の調査によって見えた課題や問題点について、以下の二点を挙げたい。

(1) 情報提供・発信は十分か

冒頭でも述べたとおり、本稿の執筆にあたっては、まず都道府県および道内三五市の公式ウェブサイト掲載の生活困窮者自立支援制度のページを確認し、基本的な情報を把握した。

問題は、制度施行から一年を経過してなお、生活困窮者自立支援制度の専用ページを作成していない自治体が依然として相当程度存在しているということである。未作成は県レベルでも五団体ほどがあったほか、道内三五市の中では二〇一六年四月現在で一六市に上っていることが判明した。こうなるとまず、所管課不明の事態に陥り、続く

<図表4> 道内35市の任意事業の実施状況（2015～16年度）

2016年4月15日現在

	2015年度事業	2016年度追加事業	運営方法	委託先の事業者名
札幌市	一時生活支援事業		委託	一般社団法人札幌一時生活支援協議会
				NPO法人自立支援事業所ベトサダ
札幌市	子どもの学習支援事業		委託	NPO法人コミュニティワーク研究実践センター
				NPO法人みんなの広場
函館市	なし	就労準備支援事業	委託	NPO法人Asyl
				就労準備支援事業
旭川市	就労準備支援事業		委託	NPO法人ワーカズコープ
				一時生活支援事業
旭川市	子どもの健全育成支援事業		委託	NPO法人ワーカズコープ
				就労準備支援事業
小樽市	就労準備支援事業		委託	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				家計相談支援事業
室蘭市	子どもの学習支援事業	就労準備支援事業	直営	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				就労準備支援事業
釧路市	就労準備支援事業		委託	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				学習支援事業(しえすた)
帯広市	学習支援事業(小学生対象)		委託	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				学習支援事業(中学生対象)
帯広市		就労準備支援事業	委託	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				就労準備支援事業
北見市	就労準備支援事業		委託	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				学習支援事業
夕張市	なし		直営	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
岩見沢市	就労準備支援事業		委託	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				学習支援事業
網走市	なし		直営	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
留萌市	学習支援事業		委託	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				家計相談支援事業
留萌市	学習支援事業		委託	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				家計相談支援事業
苫小牧市	学習支援事業		委託	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				家計相談支援事業
稚内市	なし	家計相談支援事業	委託	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				家計相談支援事業
美瑛市	なし	就労準備支援事業	委託	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				就労準備支援事業
芦別市	なし		直営	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
江別市	なし	家計相談支援事業	委託	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				家計相談支援事業
赤平市	なし		直営	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				なし
紋別市	なし		直営	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				なし
士別市	なし		直営	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				なし
名寄市	なし	家計相談支援事業	委託	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				家計相談支援事業
三笠市	なし		直営	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
根室市	家計相談支援事業		委託	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				学習支援事業
千歳市		就労準備支援事業	委託	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				就労準備支援事業
滝川市	なし		直営	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
砂川市	なし		直営	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
歌志内市	なし		直営	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
深川市	なし	家計相談支援事業(検討中)	直営	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				家計相談支援事業
富良野市	なし	就労準備支援事業	委託	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				家計相談支援事業
登別市	なし		直営	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
恵庭市	なし		直営	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
伊達市	一時生活支援事業		直営	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				家計相談支援事業
伊達市	就労準備支援事業		直営	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				就労準備支援事業
北広島市	なし	学習支援事業	委託	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				学習支援事業
石狩市	なし	子どもの学習支援事業(訪問型)	直営	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				子どもの学習支援事業(拠点型)
北斗市	就労準備支援事業		委託	NPO法人ジェルメ・まるしえ
				家計相談支援事業
北斗市	家計相談支援事業		委託	社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会
				家計相談支援事業

※ 各市の所管課への電話調査（2016年4月11日～15日実施）で得た提供情報を基に作成。

電話での確認に際しても、問い合わせ先となる担当者の特定に一定の苦勞が伴う。また、専用ページが作成されていても、そこに掲載されている内容だけでは、その自治体でどのような事業が行われているのかほとんどわからず、結局は電話で確認せざるを得ないケースもあった。

もちろん、情報提供・発信の方法は、ウェブサイトへの掲載だけが唯一の方法ではなく、パソコンやインターネットを日常的に使用しない人たちにとってみれば、市町村や社協の広報、各市役所・町村役場の庁舎内に置かれるリーフレットなどの方が伝達手段としては有効かもしれない。しかし、特に県が事業実施機関になっている町村の場合、所管のセンターが自宅から遠方に設置される場合も想定されるほか、自治体によって実施事業が多様化する本制度の性格からしても、どのような支援を受けられるかは、各自自治体においてなるべく多様な手段で、広い層にとつてなるべく手軽に、なるべく詳細な情報を入手できることが望ましい。また、各自自治体においては、遠方の県や市町村も含め、他の自治体の事業の実施状況を確認し、相互に情報の共有を図る、といった観点から、やはりウェブサイトでの詳細な情報提供・発信は外せないと考える。未整備の自治体には今後、ウェブサイトでの情報提供・発信の早急な体制整備、掲載情報の充実化を望みたい。

(2) 任意事業の充実化に向けて

厚労省調査の結果からも見て取れるように、二

〇一五年度における実施機関全体の任意事業の実施率は、全事業の平均で約二六%となり、決して高い水準ではない。

道内に限ると、二〇一五年度においていずれかの任意事業を実施した自治体の割合は、三六の福祉事務所設置自治体のうち一四団体であるため、単純に計算すれば約三九%となる。道内の実施率は全国のそれを一三%ほど上回っているが、やはり高い水準とはいえないだろう。それでも、道内三五市では二〇一六年度に入って任意事業が二三市四五事業にまで拡大しており、支援メニューの充実化とその早い段階での実現といった観点から、このこと自体は高く評価できる。

ところで、今回の電話調査の中で、特に任意事業の事業化が全く進んでいない市に対し、事業化の検討状況や今後の展望についてうかがったところ、いくつかの市の担当者から、「ニーズがないので、事業化の必要性が今のところない」と回答された。

もちろん、「ニーズがないのに事業だけをとりあえず立ち上げてみたところで効果は薄いだろう。問題はニーズの捉え方である。本制度は申請主義を原則とする生活保護制度とは別物であり、実施機関には、アウトリーチの考え方に立った支援の実践も想定されている¹³⁾。それは実施機関の方から積極的に地域に出て行き、住民ニーズを発掘する

取り組みが期待されているということでもある。その意味で、相談窓口を設置して、そこで相談者の到来を待っているだけでは、ニーズ把握への取り組みは不十分であろう。しかも、本節(1)でも指

摘したとおり、本制度に関する情報提供・発信が不十分な自治体もまだ相当程度あるという問題もある。配置職員数や財源に制約があることを重々承知しつつも、実施機関においては今後、「ニーズがない」と言う前に、「ニーズの掘り起こしのため」の地域や住民への働きかけが積極的に行われ、そこで掘り起こされたニーズに応じた任意事業が構想され、実践が積み上げられていくことを引き続き期待したい。

あわせて、住民ニーズの把握という意味では、基礎自治体Ⅱ市町村の果たすべき役割は極めて重要であると考えられる。しかし、法律上、町村は福祉事務所を任意設置しない限り、制度実施機関から除外されてしまうため、そのような町村の多くでは、生活困窮者自立支援制度の運用に対する主体性が醸成されることが懸念される。私見では、実施機関を福祉事務所設置自治体とする現行の規定については今後の再検討が必要ではないかと考えている。

生活困窮者自立支援制度は、「生活困窮者自立支援法」附則第二条によれば、「施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされている。この作業に向けて、各自自治体の取り組みが着実に蓄積されていくよう、今後も各地の制度運用の状況を見守りたい。

【謝辞】

本稿のもとになった電話調査では、道庁および道内三五市の生活困窮者自立支援制度所管課の職員の皆様にお忙しいところご対応いただき、情報提供をいただいた。また、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークの皆様には、ヒアリング調査の知見の活用について、ご快諾をいただいた。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

【注】

(1) 『社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書』四頁に以下の記述がある。

「(略) 自立を助長するというその理念を、新たな方法も取り入れながら再生していくことが求められている。すでに生活保護の自立支援プログラムの策定などをとおして、こうした方向での生活保護制度の改革が着手されている。これを継承し、生活保護が最後のセーフティネットとして受給者の生活を支える機能を着実に果たしつつ、なおかつ稼働年齢世代の受給者の自立を支援できる制度としていくべきである。」

(2) 厚生労働省ウェブサイトに掲載の資料「任意で福祉事務所を設置している町村」による。福祉事務所を任意設置している町村は、二〇一六年五月現在、全国に四三町村(三八町五村)ある。現体制になったのは二〇一四年四月一日以降。都道府県別の内訳は、三重県一町、大阪府一町、奈良県一村、鳥取県一三町村(二二町一村)、島根県一一町村(二〇町一村)、岡山県三町村(二町二村)、広島県九町、山口県一町、長崎県一町、鹿児島県二町。(3) 「NPO法人ワーカーズユープ」が三道県(北海道、青森県、宮城県)で受託している。なお、後述するとおり、北海道では一四の事業実施区域

のうち三区域で同NPO法人が受託している。また、生協は「生活協同組合グリーンコープ連合」(本部・福岡市)の一団体である。

(4) 道社協へのヒアリング調査(二〇一五年一月二六日実施)での聞き取りの内容による。

(5) 共同事業体を一団体としてカウントした場合。後述のとおり、この共同事業体は四団体で構成されており、これらの構成団体を個別にカウントすれば計一四団体になる。

(6) 小樽市へのヒアリング調査(二〇一五年二月一八日実施)での聞き取りの内容による。

(7) 同右。

(8) 八市のうち岩見沢市だけは運営体制が異なり、相談センターを市が設置し、委託先のNPO法人がセンターの運営を担う方式をとっている。

(9) そらち生活サポートセンターのウェブサイトの掲載情報による。

(10) 二〇一五年度開始の任意事業で二〇一六年度に廃止されたものはない。

(11) 道庁、札幌市、旭川市、函館市の各所管課への電話での聞き取りによる(二〇一六年四月一日～一五日実施)。

(12) このうち五市は自立相談支援事業「直営」の市である。

(13) 『社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書』一二頁に以下の記述がある。

「複合的な課題を抱える生活困窮者に対して適切な支援を実施するため、新たな相談支援事業では、①地域の関係機関のネットワークを通じて、又は、必要に応じて訪問支援(アウトリーチ)も実施しつつ、課題を抱える生活困窮者の把握(中略)を行うことが必要である。」

【参考文献・資料】

- ・ 櫛部武俊＋正木浩司「インタビュー生活困窮者自立支援制度の本格施行と自治体の課題」『北海道自治研究』二〇一五年三月号二一―五頁所収)
- ・ 社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会『社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書』(二〇一三年一月二五日)

【参照ウェブ】

- ・ 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
<http://www.life-poor-support-japan.net/>
- ・ 厚生労働省生活困窮者自立支援制度
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>
- ・ 厚生労働省福祉事務所
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/
- ・ seikatsuho.go/fukusijimusyo/index.html
- ・ そらち生活サポートセンター
<http://sorachi.seikatsusupportcenter.jimdo.com/>
- ・ 北海道生活困窮者自立支援制度
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/teig/seikatsukonkyuu.htm>
- ・ seikatsukonkyuu.htm
- ・ このほか、四六都府県および道内三五市のウェブサイト(URL省略)

※ 最終参照はいずれも二〇一六年四月二五日

へまきぎ こうじ・公益社団法人北海道地方自治研究所研究員